

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示

令和7年4月1日現在
町立南伊勢病院

平成18年3月6日付厚生省告示第107号に基づく「厚生大臣の定める掲示事項」は下記のとおりです。

◇ 東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項

1 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域一般入院基本料 3 ・看護配置加算 ・入退院支援加算 1 ・診療録管理体制加算 3 ・データ提出加算 ・酸素単価 ・医療安全対策加算 2 ・救急医療管理加算 ・認知症ケア加算 ・機能強化加算 ・情報機器を用いた診療に係る基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・看護補助加算 1 ・入院時食事療養費／入院時生活療養費（Ⅰ） ・重傷者等療養環境特別加算 ・病棟薬剤業務実施加算 1 ・感染対策向上加算 2 ・連携強化加算 ・サーベイランス強化加算 ・抗菌薬適正使用体制加算 ・地域包括ケア入院医療管理料 1 ・医療 DX 推進体制整備加算 |
|---|---|

【特掲診療料】

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤管理指導料 ・遠隔画像診断 ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ） ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） ・がん治療連携指導料 ・在宅療養支援病院 3 ・在宅療養実績加算 2 ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 1 ・二次性骨折予防継続管理料 2 ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・入院ベースアップ評価料 5 8 ・在宅患者訪問看護・指導料の注 17（同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 の規定により準用する場合を含む。）及び精神科訪問看護・指導料の注 17 に規定する訪問看護医療 DX 情報活用加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・検体検査管理加算（Ⅰ） ・検体検査管理加算（Ⅱ） ・肝炎インターフェロン治療計画量料 ・CT撮影及びMR I 撮影 ・ニコチン依存症管理料 ・医療機器安全指導料 1 ・がん性疼痛緩和指導管理料 ・胃ろう造設時嚥下機能評価加算 ・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる遠隔モニタリング加算 ・二次性骨折予防継続管理料 3 ・地域連携診療計画加算 |
|--|--|

2 当院では、「入院時食事療養（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。なお、夕食は午後 6 時以降提供します。

3 当院では、医療の透明化や患者様への情報提供をしていく観念から、平成 22 年 4 月から領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することといたしました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても平成 30 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することといたしました。なお、明細書の発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。

◇ 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用に応じた実費の負担をお願いします。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 診断書及び証明書料 | 500円～30,000円（税別） |
| 2 エンゼルケア | 5,000円（税別） |
| 3 診察券再発行 | 100円（税込み） |
| 4 医師面談料 | 5,000円～10,000円（税別） |

◇ 特定療養費に関する事項

1 特別の療養環境の提供

病棟名	種別	部 屋 番 号	単 位	料 金
一般病棟	個室	223	1日	4,000円（税別）
		211・212・215・216・217・218・225	1日	3,000円（税別）

2 入院期間が180日を超える入院

入院日数が180日を超える入院患者様の入院料の一部が保険給付から外され、「選定療養費」として入院料の15%に相当する額を患者様に負担（1日 1,740円）していただくことがあります。

保健医療機関及び保健医療担当規則に基づく書面揭示

令和7年4月1日

町立南伊勢病院

院長 山添 尚久

<機能強化加算>

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しており、以下の取り組みを行っております。

- ・ 受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・ 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・ 福祉・保険サービスに係る相談に応じます。
- ・ 診療時間外を含む緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

<医療情報取得加算>

当院は、マイナンバー保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国の定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区 分	点 数
初 診	1 点
再 診 (3 月に 1 回)	1 点

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバー保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

<医療DX推進体制整備加算>

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、以下のように対応します。

- ・ オンライン請求を行っております。

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報は、診療を行う診察室または処置室等において、閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、南島メディカルセンターと相互協定を結んでいます。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用をして診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

<一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

<情報通信機器を用いた診療>

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・ 麻薬・向精神薬の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上処方